## anrei News

## 知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士/中所昌司◎弁護士・弁理士

# 大阪の美容室の商標権を 岐阜の美容室が侵害した行為につき、 損害の不発生の抗弁が認められた事例

「大阪地方裁判所 平成25年1月24日判決 平成24年(ワ)第6892号]

#### 1. 事件の概要

本件は、後記商標権を有する原告が、 後記被告商標を使用した被告の美容室 の営業が、原告の商標権を侵害したと 主張して、被告に対し、不法行為に基 づく損害賠償を求めた事案です。

## 2. 原告の有する本件商標権

登録日 : 平成23年9月30日

指定役務:美容、理容

登録商標: Cache (標準文字)

### 3. 被告の行為

(1)被告は、平成18年8月9日、岐阜 市に美容室を開店し、同店舗で次の被 告標章を使用して営業していました。

被告は、平成19年4月30日付で被 告店舗をいったん廃業しましたが、平 成22年7月5日、岐阜市で被告標章 を使用して営業を再開しました。

被告店舗は、ウェブ上で「カシェ」 として紹介されるなどしていました。

(2)被告は、原告の申し入れを受けて、 平成24年6月20日、被告標章の使用 を停止しました。

(3) 弁論の全趣旨より、本件商標と被 告標章は類似すると認定されました。

#### 4. 争点 (原告の損害)

#### (1)原告の主張

原告は損害額について、商標法38条 3項に基づき次のように主張しました。

- ・被告は、平成23年10月1日から平 成24年6月20日までの間、本件商 標権を侵害した。
- ・被告は、本件商標を原告とのフラン チャイズ契約に基づいて使用する場 合、最低でも1店舗につき毎月3万 5000円を支払わなければならない。 被告は、上記期間中、本件商標を1 店舗で使用したことから、その使用 料相当額は31万8499円(消費税込 み)であり、同金額が損害額である。
- ・本件商標は、これまでの10年間に 数多くの広告や雑誌掲載、年間1万 通近くのダイレクトメール発送等が されており、長年積み重ねられた価 値ある商標である。

#### (2)被告の主張

これに対して、被告は、被告標章の使 用を自主的にやめており、原告に損害 は発生していない旨を主張しました。

#### 5. 裁判所の判断

#### (1) 事実関係の認定

### ア. 原告による美容室の営業

#### (ア) 店舗展開等

原告代表者は、平成13年、大阪市 に美容室「Caché」を開店し、平成15年 に有限会社である原告を設立して、そ の後は、原告が同美容室を経営してい ました。原告は、その後、100%子会 社(以下、原告子会社)を設立し、原告 子会社は、平成17年、大阪市に美容 室「é PRIVEE」を開店しました。原 告子会社は、平成21年、上記2店舗 を統合して、新たに同区に美容室 「Caché」を開店し、以後、美容室の 経営は原告子会社が行いました。原告 子会社は、平成23年、大阪市に美容 室「Caché」を開店しました。

原告は、平成23年6月21日、本件 商標の登録出願を行い、同年9月30 日、その登録を得ました。

#### (イ) 広告宣伝

原告または原告子会社の上記店舗 は、平成14年1月から平成23年12月に かけて、関西のヘアサロンを地区別に 多数紹介した雑誌「カジカジH」で、 平成19年4月~平成24年3月ごろ、同 様の雑誌「カンサイ・ガールズ・スタ

イル・エクスプレス で紹介された他、 平成21~24年ごろ、全国版の雑誌「愛 されヘアカタログ |でも紹介されました。

また、原告は、平成14年ごろから、 雑誌「ホットペッパー」等に広告を掲 載するなどしていた他、原告の店舗で 働く美容師が、美容室向けの専門誌で 紹介されることもありました。

#### イ. 被告による被告標章の使用について

(ア) 平成18年8月9日、被告は、岐 阜市の自宅の1階で美容室の営業を開 始し、その際、辞書で見つけた言葉か ら被告標章を店名として使用しました。

被告は、平成19年4月30日にいっ たん同店を廃業しましたが、平成22 年7月5日、岐阜市で被告標章を使用 して美容室の営業を再開しました。

被告は、いずれの店舗でもスタッフは 雇わず、被告が美容師として週6日営業 しており、顧客は、店舗の周辺住民を中 心に、1日あたり3~4名程度でした。

- (イ) 原告は、平成24年2月15日付 文書により、被告に対し、被告標章の 使用は、本件商標権の侵害となる旨を 通知しました。
- (ウ)被告は、上記通知により、被 告標章の使用をやめることとしました が、これを原告に適切に伝えないまま、 岐阜市保健所に対し、同年6月20日付 で美容所廃止届出書を提出しました。

その後、被告は、同届出書の写しを原 告に送付しましたが、原告は同月26日、 本件訴状を当裁判所に提出しました。

#### (2) 損害の発生

ア. 次に裁判所は、次のとおり、小僧 寿し事件判決(最高裁平成9年3月 11日) を引用しました。

「商標権は、商標の出所識別機能を 通じて商標権者の業務上の信用を保護 するとともに、商品の流通秩序を維持 することにより一般需要者の保護を図 ることにその本質があり、特許権や実 用新案権等のようにそれ自体が財産的 価値を有するものではない。したがっ て、登録商標に類似する標章を第三者 がその製造販売する商品につき商標と して使用した場合であっても、当該登 録商標に顧客吸引力が全く認められず、 登録商標に類似する標章を使用するこ とが第三者の商品の売上げに全く寄与 していないことが明らかなときは、得 べかりし利益としての実施料相当額の 損害も生じていないというべきである|

イ. そして裁判所は、以下のとおり、 損害不発生の抗弁を認めました。

「本件で、原告又は原告子会社は、平 成13年以降、大阪市内で『Caché』の名 称の美容室を2店舗営んでおり、これら の店舗は、関西のヘアサロンを紹介した 雑誌等を中心に広告宣伝されていたこ とが認められるが、これらの雑誌では同 時に多数の美容室が紹介されており、 原告又は原告子会社の店舗はそのうち の一つにすぎないことからすれば、本件 商標が、関西圏においても他の美容室 と差別化を図るほどの強い顧客吸引力 を有していたとまでは認められないし、 原告が、被告が営業する岐阜県岐阜市 で店舗展開や営業活動をしていたとは 認められず、美容室の商圏がそれほど 広域には及ばないことも考え合わせれ ば、本件商標は、被告の営業する地域 においては、一般需要者の間に知名度 はなく、原告の営業としての顧客吸引 力を有しないものであったといえる。

また、被告は、その営業に被告標章 を使用していたものの、ことさら同標 章を強調して広告宣伝していたような 事情も見当たらず、被告の顧客は店舗 周辺の住民が中心であったことからす れば、被告の売上げは被告自身の営業 活動等によるものというべきであっ て、被告標章の使用がこれに特に寄与 したということはできない

ウ. 以上のとおり、本件において、裁判 所は、原告の営業の熊様、被告の営業の 態様、岐阜市と大阪市の距離関係等を 総合的に考慮し、原告には何ら損害が生 じていないとして、商標法38条3項に基 づく損害賠償請求を認めませんでした。

#### 6. 考察

(1) 本判決が引用した小僧寿し事件 は、登録商標「小僧」に係る商標権を 有する原告が、「小僧寿し」チェーン の加盟店を訴えた事件です。

上記事件では、被告標章「小僧寿し」 (これ自体は、登録商標「小僧」とは非類 似と認定)が著名となっており、業務上 の信用および顧客吸引力を有している こと、被告による標章「KOZO」の使用 は副次的なものにすぎず、何ら被告の 売り上げに寄与していないことが、損 害不発生の根拠として考慮されました。

これに対し、本件では、被告が、被告 標章とは別個に、顧客吸引力を有する 著名な標章を使用していたわけではな かった点が特徴的であると思われます。

(2) また、本件では、上記のとおり、岐

阜市と大阪市の距離関係も、損害不発 生の根拠として考慮されました。

この点、本件と同一の原告が、本件 と同一の商標権に基づいて、本件の被 告とは異なる東大阪市の美容室を訴え た事件(以下、事件2)についても、 本件と同日に判決が下されました。

事件2の判決では、2つの被告標章 のうち、被告標章1については侵害が 認められ、本件とは異なり、損害不発 生の抗弁が認められませんでした。

「原告又は原告子会社の店舗は大阪 市、被告の店舗は東大阪市に所在する ところ、美容室の商圏は同一市町村に 限られずその隣接市町村等にも及ぶこ とからすれば、その商圏が重なってい ないともいえない。

したがって、原告に損害が生じてい ないということはできず、被告の主張 には理由がない|(事件2の判決文)

ただし、損害不発生の抗弁が認めら れるか否かについては、原告と被告の 営業地の距離の他、それぞれの営業態 様等が総合的に考慮されて判断される ため、事案に応じた検討が必要です。

(3) なお、損害不発生の抗弁が認めら れなかった事件2のみならず、同抗弁が 認められた本件でも、被告は、登録商標 の商標登録出願前から被告標章を使用 していたにもかかわらず、被告標章の使 用を中止しなければなりませんでした。

特許法等と異なり、商標法上、いわ ゆる先使用権が認められるためには、 商標登録出願時点での被告標章の周知 性が要件となっているためです。

この先使用権に関して、事件2の裁 判所は、次のように判示し、結論とし

て、先使用権の成立を否定しました。

「先使用権に係る商標が未登録の商 標でありながら、登録商標に係る商標 権の禁止権を排除して日本国内全域で これを使用することが許されるとい う、商標権の効力に対する重大な制約 をもたらすことに鑑みると、本件にお いても、単に当該商標を使用した美容 室営業の顧客が認識しているというだ けでは足りず、少なくとも美容室の商 圏となる同一及び隣接する市町村等の 一定の地理的範囲の需要者に認識され ていることが必要というべきである

本件のように、商標法上は、商標権 者の商標登録出願前から使用していた 場合であっても、先使用権が認められ ず、自己の商標の使用を中止しなくて はならない場合があります。

これに対し、仮に、被告が先に自ら 商標登録出願をして、商標権を取得し ていれば、原則として他人の後願の有 無にかかわらず、自己の登録商標の使 用を継続することができます。

したがって、自ら使用する商標につ いては、その継続使用を確保するため にも、早めに商標登録を受けておくこ とが重要です。

(4) なお、事件2では、次の被告標章 2が本件商標と類似するか否かについ ても争われました。

上記被告標章2について、裁判所は、 次のように、「cache」の部分からは、独 立の称呼および観念は生じず、本件商 標とは非類似である、と判断しました。

「被告標章2は、アルファベットが 横書きで二段に分けて記載されてお り、上段には、大きく『aisé』の文字が 記載され、下段には、上段の横幅の中 程から末尾にかけて、上段の文字の4 分の1程度の大きさで小さく『cache』 と記載されていることが認められる。

このような記載態様からすれば、被 告標章2の『aisé』と『cache』とは 分離して認識され、『aisé』は、その 位置及び文字の大きさからして、 『cache』よりも、商品又は役務の出所 識別標識として強く支配的な印象を与 えるものといえる。そうすると、被告 標章2については、『aisé』又は『aisé cache』としての称呼、観念が生じる 一方、『cache』の部分について独立の 称呼、観念が生じるとはいえない。原 告は、被告標章2の『cache』の部分 を取り出して本件商標と対比するが、 このような対比方法は被告標章2の記 載態様に照らして相当ではない」

事件2の判決の上記の部分は、商標 の類否判断の点からも、参考になり得 るものと思われます。

#### いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務 に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

2003年東京大学大学院修士課程修了(物性物理学を専攻)。技術者として電子部品メーカー に入社。2007年旧司法試験合格。2012年弁理士試験合格。同年カリフォルニア州司法試験 合格。